

財団法人富津市施設利用振興公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富津市施設利用振興公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県富津市新富146番地の2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、住民のスポーツの振興に関する各種の事業を行うとともに、公園緑地等及びスポーツ・レクリエーション施設並びにその他の施設の管理運営を行い、もつて住民福祉の増進と良好な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

地域住民のスポーツの振興に関する事業

緑化の推進に関する事業

富津市その他の公共団体の設置した公共施設の管理受託

その他、前各号の事業を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもつて構成する。

設立当初の財産目録に記載された財産

寄附金品

財産から生ずる収入

事業に伴う収入

その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもつて構成する。

設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

基本財産とすることを指定して寄附された財産

理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 財産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもつて支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事及び千葉県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後、遅滞なく千葉県知事及び千葉県教育委員会に届け出なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が作成し、その年度末の財務諸表等とともに監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、その会計年度終了後2箇月以内に千葉県知事及び千葉県教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の財務諸表等は、次のとおりとする。

事業報告書
収支計算書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録

3 第1項の場合において、この法人の財産の総額に変更が生じたときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えてその旨を千葉県知事及び千葉県教育委員会に報告しなければならない。

(特別会計の設定)

第13条 この法人は、事業遂行上必要がある場合には、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任等)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1人
理事(理事長を含む。) 8人以上10人以内
監事 2人

- 2 理事のうち1名は、常任とすることができる。
- 3 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 4 理事長は、理事の互選により定める。
- 5 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 役員と評議員は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。
- 9 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事及び千葉県教育委員会に届け出なければならない。
- 10 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事及び千葉県教育委員会に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名する理事がその職務を代理する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - 財産及び会計を監査すること。
 - 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は千葉県知事及び千葉県教育委員会に報告すること。
 - 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決及び同意を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員には、勤務した日数に応じて、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、月額で報酬を支払うことができる。
- 3 役員には費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもつて構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

理事長が必要と認めるとき。

理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。

第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもつて、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議の日時及び場所

理事の現在数

会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び委任表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

審議事項及び議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した構成員の中からその会議において議長より

指名された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員のうちには、役員 of いずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもつて構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第34条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

寄附行為

理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書

許可、認可等及び登記に関する書類

寄附行為に定める機関の議事に関する書類

収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

資産、負債及び正味財産の状況に関する書類

その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の認可を得なければ変更できない。

(解散)

第36条 この法人は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上

の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事及び千葉県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、設立許可があつた日から施行する。
(役員等の選任及び任期に関する特例措置)
- 2 この法人の設立当初の役員は、第17条第3項及び第4項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第31条第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は第31条第4項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
(事業計画及び収支予算の決定の特例措置)
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
(会計年度の特例措置)
- 5 この法人の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から平成2年3月31日までとする。